

青少年劇場開催委託仕様書

1 業務名称

青少年劇場開催委託

2 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

3 目的

青少年の「情操教育」の一環として、芸術鑑賞の機会を通して青少年の資質向上を図る。

4 業務内容

（1）小学生・一般向け公演

①開催日：令和7年3月1日（土）および2日（日）

②開催場所：なごみの米屋 スカイタウンホール（成田市花崎町828-11）

○開催日前日より会場準備及び機材搬入を可能とする。

③内 容：舞台芸術

○小学校5・6年生を中心とし、広く一般も楽しむことができるもの。

○子どもから大人までの幅広い世代の情操が育まれるもの。

○公演は2時間程度とする。

○開始・終了時間の目安

ア. 午前公演の場合：午前10時15分～午後0時15分

イ. 午後公演の場合：午後2時～午後4時

○演目および公演回数については、事業者決定後に協議するが、複数回の公演を実施すること。

④募 集： ○ポスター・チラシの製作や告知・広報を実施すること。

○販売方法や入場料については、事業者決定後に担当課と協議する。

(2) 中学生向け公演

①開催日：令和6年11月1日（金）～11月29日（金）の間で、

成田市内各中学校・義務教育学校が希望する日（別紙日程表）で
実施する。

○事業受託後、受託者において各校と再度調整し、確定する。

②開催場所：成田市内各中学校・義務教育学校の体育館等

③内 容：舞台芸術

○全校生徒を対象とする。

○公演時間は2時間以内とする。

○開始・終了時間の目安

ア. 午前開催の場合：午後10時30分～午後0時10分

イ. 午後開催の場合：午後2時～午後3時40分

○会場準備の開始時間は、原則として午前8時からとする。

○演目および公演回数については、事業者決定後に協議する。

○一日複数回公演となる場合あり。

5 受託者の義務

受託者は、業務上知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。業務終了後に
おいても同様とする。

6 留意事項

(1) 公演内容について以下の点に十分留意したものであること。

①公演演目は「合唱、オーケストラ等、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、
バレエ、現代舞踊、歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸、映像、メ
ディアアート等」とする。

②青少年が本物の文化芸術に触れ、豊かな人間性と創造性を育むものであること。

③内容構成が創意工夫に富んでいて、飽きさせない工夫をこらしていること。

- ④青少年への情操教育を阻害するおそれのある、暴力的な演出を行わないこと。
- ⑤実施内容について、出演者、受託者、担当課の三者による打ち合わせをする場合がある。

(2) 小学生・一般向け公演の開催にあたり、出演者の選定、参加希望者の募集および調整、会場施設との協議、当日の運営・調整等については、受託者の責任において行うこと。

(3) 中学生向け公演の開催にあたり、出演者の選定や事前の調整はすべて受託者の責任において行い、公演当日の準備・撤収の時間等については、受託者と各学校の担当教員の間で打ち合わせを行うこと。また、決定事項については逐一成田市へ報告すること。

(4) 公演に必要な機材の運搬や会場設営については、すべて受託者の責任において行い、各学校の教職員の負担にならないよう努めること。

(5) 本事業の実施によって得られた入場料収入は、事業終了後成田市に納付すること。

(6) 会場の使用料や付属設備使用料等の経費が生じたときは、委託料に含まれるものとする。

(7) 受託者は、公演後に参加者へのアンケートを実施するものとし、実施するにあたり、調査の方法、回収、集計について担当課と協議すること。

(8) 受託者は、事前に担当課の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

(9) 本業務委託を実施するにあたり、成田市の責に起因する事由による場合を除いて、成田市又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

特記事項

(1) 流行が危惧される感染症や自然災害の発生など、緊急かつやむを得ない事情により本事業の実施が困難な場合は、成田市の判断により本事業の全部または一部を中止することがある。本事業が中止となった場合の取扱いについては委託契約書の規定に従い成田市と受託者が協議して決定するものとする。

- (2) 感染症の拡大防止に関する国、県、市および各種業界等が発する最新の方針やガイドライン等を遵守すること。また、会場等施設の事情にも柔軟に対応すること。
- (3) この仕様書について、疑義が生じたとき、又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、成田市と協議するものとする。